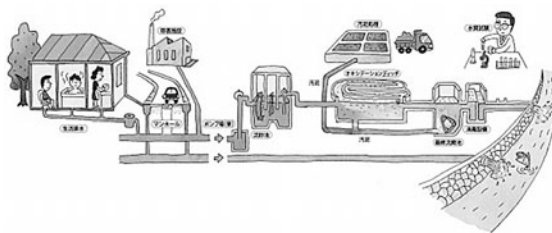


## 水資源サービス課 下水道グループからのお知らせ

東通村では、生活排水等による河川の汚染を防ぎ、動植物が生息できる環境造りを目的として、尻屋浄化センター（尻屋地区）、中地区浄化センター（砂子又・桑原地区）、小田野沢浄化センター（小田野沢地区）、白糠浄化センター（白糠・老部地区）の4施設により、6地区を対象として下水道施設の供用を開始しています。



まだ加入されていないご家庭は、加入促進にご協力頂きますようよろしくお願いします。

また、水に溶けない繊維素材や、生活残飯、プラスチック片等不要物の混入が各浄化センターで多数見受けられます。機械の故障の原因になりますので、次のことに注意頂きますよう協力ください。

1. 水洗トイレでは、水に溶けない繊維素材を使用しないで下さい。
2. 生活残飯及び使用済み油は、燃えるゴミとして処分して下さい。
3. 不要物の混入を避けるため、宅地内汚水枡は安易に開けないで下さい。
4. 雨水や泥水(砂)は、下水道に流さないで下さい。  
(村の施設は、雨水処理に対応していません。)



**水に溶けない繊維素材とは？** = ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつ、ウェットティッシュ、モップ等

※ なお、各家庭の宅地内汚水枡を破損した場合は、早急に修繕下さるようお願いします。

また、公共枡（野花菖蒲を描いている枡）の破損及びその他相談がありましたら、水資源サービス課下水道グループまでご連絡下さい。

### 合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽・し尿処理用便槽の撤去に補助金が支給されます。

村では、生活排水等による河川の汚染を防ぎ、動植物が生息できる環境造りを目的とし、下水道施設が整備されていない地域において、合併処理浄化槽の新設及び単独処理浄化槽やし尿処理用便槽撤去費用の一部を平成26年度より補助しております。

なお、本事業は、平成26年度～平成30年度までの5カ年継続して実施しますので、併せてお知らせいたします。

- 対象年度：平成26年度～平成30年度（単年度補助：各年8～10軒程度を予定）  
 平成27年度：平成27年4月1日～平成28年1月末日までに合併処理浄化槽の設置が完成し、平成27年11月末日までに補助申請を提出できる方  
 対象区域：下水道施設が整備されていない地域  
 対象者：○新築で合併処理浄化槽を設置する方  
           ○単独処理浄化槽及びし尿処理用便槽から合併処理浄化槽へ改修する方

|       |            |       |          |
|-------|------------|-------|----------|
| 補助金額： | ○合併処理浄化槽   | 5人槽   | 352,000円 |
| 〈上限額〉 |            | 6～7人槽 | 441,000円 |
|       |            | 8人槽以上 | 588,000円 |
|       | ○単独処理浄化槽撤去 | …     | 90,000円  |
|       | ○し尿処理用便槽撤去 | …     | 50,000円  |



※ なお、合併処理浄化槽を設置した場合は、浄化槽の規模によって異なりますが、年間4～6万円程度の維持費と、浄化槽法に伴う検査（年1回：有料）が必要です。

※ 詳しくは、水資源サービス課下水道グループにお問い合わせ下さい。

＜連絡・問い合わせ先＞ 東通村水資源サービス課 下水道グループ  
 Tel 27-2111（内線456～458）